## 【クイック融資】

- ・対象資金:近代化資金、公庫資金(農業経営基盤強化資金)※借入希望額が500万円以下
- ・対象者:認定農業者又は集落営農組織(次の要件に該当しないもの)
  - (1) 簿記記帳又は青色申告を実施していないもの
  - (2) 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの
  - (3) 農業所得(法人にあっては、経常利益)が赤字若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの

## 借入希望者

融資相談案件処理票(要綱別 (紙2)による情報の共有

1融資相談

②書類作成

借入申込希望書兼農業経営改善 資金計画書(様式第1号)、農業 経営改善計画書、同認定書の写 し、決算書又は青色申告書の写

## 【融資機関】

農協、農林中金、吉備·玉島·津山信金、中国銀行、公庫 等 【関係機関】

県民局(農業振興課、普及センター)、市町村、基金協会 等

融資機関

③書類提出

| 4 融資審査 | 融資機関が責任を持って判断

※要綱別紙3(経営改善資金計画書の審査の考え方)

【推進会議の審査の考え方(ポイント)】

- 1 農業経営改善計画と資金計画との整合性
- 2 農業経営改善計画の達成確実性
- 3 借入金の償還確実性

⑤資金計画の審査 推進会議から委任された審査を行う

※要領別紙1(特別融資制度推進会議の審査の考え方)

近代化資金の場合、「クイック融資審査確認表」の内容の審査を行う

「⑥融資の可否決定】審査の結果、クイック融資での対応が適切でないと判断した場合、通常借入手続に移行

| ⑦借入希望者への通知 | 受理日から6営業日以内に可否を通知(通常借入手続に移行する場合を含む)

借入申込書(様式第4号)、借入申込書兼債務保証委託申込書(様式第5号)等を提出する よう依頼

⑨借入申込み書等の提出

融資機関

借入希望者

> ⑨-\* 近代化資金の利子

利子補給承認申請書等にクイック融資審査確認表を添付して県民局へ提出 補給承認等の手続 | (債務保証委託申込書等に を添付して基金協会へ提出)

| **⑩貸付決定・実行 |** (利子補給承認前でも貸付決定・実行は可能)

考 ⑩-1 通知 │貸付決定が行われた営業日中に県民局に通知

利子補給承認:当該月の25日

借入希望者

## 【資金計画認定手続の簡素化】

・対象資金:農業経営基盤強化資金(農業経営改善計画書の計画期間内に複数回の借入を予定している場合)

※基金協会の債務保証を希望している場合を除く

・措置等:認定を受けた資金計画に一定以上の変更が無い場合、一括して推進会議に認定を求めることが出来る。

この場合、2回目以降の融資手続きは、融資機関から借入希望者への融資の可否決定通知から行う。